松山市斎場再整備・運営事業

実施方針

(修正版)

令和 6 年 2 月 14 日 令和 6 年 4 月 16 日

松山市

一目 次一

第 1	特定事業の選定に関する事項	1
1	事業内容に関する事項	1
2	特定事業の選定方法等に関する事項	6
第2	事業者の募集及び選定に関する事項	8
1	事業者選定の方法	8
2	選定の手順及びスケジュール	8
3	入札参加手続き等	9
4	入札に参加する者の備えるべき参加資格要件	12
5	審査及び選定に関する事項	16
6	審査結果及び評価の公表方法	17
7	提出書類の取扱い	17
第3	SPC の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	19
1	予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担	19
2	SPC により提供されるサービス水準	19
3	SPC の責任の履行に関する事項	20
4	市による事業の実施状況のモニタリング	20
第4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	22
1	本事業用地の立地条件、施設構成の概要	22
第5	土地の使用に関する事項	23
第6	特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	23
第7	事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	23
1	事業の継続に関する基本的な考え方	23
2	事業の継続が困難となった場合の措置	23
第8	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	25
1	法制上及び税制上の措置に関する事項	25
2	財政上及び金融上の支援に関する事項	25
3	その他の支援に関する事項	25
第9	その他特定事業の実施に関し必要な事項	26
1	議会の議決	26
2	情報提供	26
3	提案に伴う費用負担	26
4	本事業に関する問合せ先	26

別紙1 リスク分担表

別紙2 位置図及び現斎場施設配置図

様式1 実施方針等説明会及び現地見学会参加申込書

様式2 実施方針等に関する質問・意見書

市は、松山市斎場再整備・運営事業を、民間の資金、経営能力及び技術的知見の活用により、効率的かつ効果的に推進するため、PFI事業として実施することを予定している。

本実施方針は、PFI法に基づく特定事業の選定及び特定事業を実施する事業者の選定を行うにあたり、PFI法第5条第1項の規定に基づき必要事項を定めたものであり、本事業の実施に関する市の方針を定めたものである。市は、本実施方針をPFI法第5条第3項に基づき次のとおり公表する。

第1 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業の名称

松山市斎場再整備·運営事業

(2) 事業に供される公共施設の種類

斎場及びその附帯施設等

(3) 公共施設の管理者

松山市長 野志 克仁

なお、市は本施設を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の第1項に規定による「公の施設」とし、選定された事業者を同法第244条の2第3項に規定する「指定管理者」として指定する予定である。

(4) 対象施設となる公共施設

松山市斎場

(5) 事業予定地

松山市食場町乙11-9

(6) 事業目的

松山市斎場は、昭和51年の供用開始より40年以上が経過し、火葬炉施設や建物の老朽化が著しい。また、施設構造上、来場者別の動線の確保が困難で、今日の斎場に求められるプライバシーの確保が困難である。

そうした中、高齢化の進展に伴い、市の火葬需要は令和22年のピークに向けて増加する 見通しで、斎場の再整備は喫緊の課題となっている。 このような状況のもと、将来的な火葬需要等に対応できる施設をPFI事業 (BTO方式) により整備運営することとした。

本事業は、PFI法に則り、事業者に一括して業務を発注することで、民間の資金やノウハウを活用し、本施設の設計・建設及び運営・維持管理を効率的かつ効果的に実施し、斎場の安定的な運営を実現するとともに、事業期間を通じた市の財政負担の縮減や財政支出の平準化を実現することを目的とする。

(7) 基本方針

本施設は、変化する利用者ニーズや進行する高齢化社会への対応と、公共施設再編成計画に基づくコストの縮減、二酸化炭素排出量の削減等の地球規模での環境への配慮、近い将来の発生が確実視されている南海トラフ地震等の大規模災害への備えなどが求められており、最新の設備による新斎場の建設は緊急かつ重要な課題となっている。

現在の課題に対応し、施設の適切な維持管理や効率的な運営、環境、災害時の対応に配慮した施設とするため、「松山市斎場再整備基本計画」(令和4年3月)に基づき、本事業における新斎場の整備基本方針を以下のように設定した。

方針①故人の人生の終焉にふさわしい場としての施設づくり

▶ 落ち着きと安らぎの感じられる施設整備を目指す。

方針②人にやさしい施設づくり

- ▶ 来場者のプライバシーを確保するなど来場者の心情に配慮した設備(告別・収骨室、待合室、トイレ等)の検討を行い、必要な諸室を整備する。来場者それぞれの事情に合わせたスタイルで故人を偲び見送る時間を過ごすことのできる利用しやすい斎場とする。
- ▶ 来場者が安全で快適に利用できるように、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を 目指す。

方針③火葬需要に応じた施設づくり

▶市の火葬需要は令和22年度をピークに令和37年度ごろまで高止まりすると見込まれることから、ピーク時の火葬需要に対応しつつ、火葬集中時にも適切な運営ができるよう、必要な性能を有した適正規模の炉及び施設を整備する。

|方針④効率的な維持管理や運営がしやすい施設づくり|

- ▶ 維持管理しやすく、効率的な運営が可能な施設整備を目指す。
- ▶維持管理・運営に係るコストの削減等に効果的な施設を計画する。

|方針⑤大規模災害に対応できる施設づくり|

▶ 南海トラフ地震等の大規模災害の発生を想定し、大規模災害発生時にも対応できる施設 及び運営体制等を計画する。

方針⑥環境へ配慮した施設づくり

▶市が環境モデル都市に選定されていることを踏まえ、本施設の再整備及び運営業務に至る全ての過程において、自然エネルギーの活用をはじめ、できるだけ地球環境への負荷の低減を図るために創意工夫する。

(8) 本事業の概要

整備する施設の概要は次のとおりである。

建設予定地	松山市食場町乙11-9 (現斎場敷地の南側を造成) ※現斎場建物及び敷地は、建物解体後、新斎場の隣地として相応しい 空間になるよう整備予定
敷地面積	・松山市広域都市計画火葬場:約24,500㎡ ・現斎場跡地:9,306.73㎡ ・新斎場敷地:9,010㎡
延床面積	5,150㎡を参考延床面積とするが、事業者の提案による。ただし、関係法令等の基準を遵守すること。
火葬炉	14基(1基あたり火葬件数2.5件/日) うち大型炉を2基整備すること。
主な施設機能	待合室、告別室、収骨室、待合ホール、事務室等
告別収骨室	炉前個室型・2炉1室型
排気系統	2炉1排気系統
火葬燃料	原則、灯油とする。
待合室	14室
駐車場	【来場者・葬祭業者用】 ・普通乗用車:80台以上(うち身体障がい者用3台を含む) ・大型車:6台以上 【事業者用】 ・事業者の提案による。

(9)業務内容

SPCは、次の1)から4)の業務を実施する。

- 1) 施設整備業務
- ① 事前調査業務
- ② 設計業務
- ③ 建設業務
- ④ 工事監理業務
- ⑤ 備品等調達設置業務
- ⑥ 環境保全対策業務
- ⑦ 開業準備業務
- ⑧ 所有権移転業務

- ⑨ その他施設整備上必要な業務
- 2) 現斎場の解体・撤去業務及び跡地整備業務
- ① 現斎場の解体業務
- ② 現斎場の跡地整備業務
- ③ 所有権移転業務
- ④ その他現斎場の解体・撤去及び跡地整備上必要な業務
- 3) 維持管理業務
- ① 火葬炉維持管理業務
- ② 建築物維持管理業務
- ③ 建築設備維持管理業務
- ④ 清掃業務
- ⑤ 植栽·外構維持管理業務
- ⑥ 警備業務
- ⑦ 環境衛生管理業務
- ⑧ 備品等維持管理業務
- ⑨ 残骨灰・集じん灰の管理業務
- ⑩ その他施設維持管理上必要な業務
 - ※維持管理業務には、経常的な修繕・更新業務を含むが、大規模改修は含まない。
- 4) 運営業務
- ① 予約受付業務
- ② 来場者受付業務
- ③ 火葬料等の収納業務
- ④ 告別業務
- ⑤ 炉前業務
- ⑥ 収骨業務
- ⑦ 火葬炉運転業務
- ⑧ 胞衣等の火葬業務
- ⑨ 待合室関連業務
- ⑩ 物品販売業務
- ⑪ その他施設運営上必要な業務

(10) 事業方式

本事業は、PFI事業として実施するもので、市が所有する土地に事業者が新斎場を建設し、 完成後に所有権を市に移転したうえで、事業期間終了時までの約20年間にわたり本施設の 運営・維持管理を行うBTO方式 (Build Transfer and Operate) により実施する。

(11) 事業期間

本事業の事業期間は、市議会における特定事業契約の締結に関する議決の日(特定事業 契約の締結日)から令和30年3月31日までとする。

(12) 事業スケジュール

本事業は、新斎場の整備、引渡し、供用開始後に、現斎場の解体と跡地の整備を行うものとし、運営期間は、令和10年8月の供用開始から19年8か月程度の期間を予定している。

本事業のスケジュールは次のように予定しているが、令和10年8月1日までに新斎場の供 用開始が可能であれば、特定事業契約締結後の事業スケジュールは、事業者が提案できる ものとする。

時期 (予定)	内容
令和6年(2024年)12月下旬	基本協定の締結
令和7年(2025年)1月下旬	契約交渉・特定事業契約の仮締結(仮契約)
令和7年(2025年)3月下旬	特定事業契約の議決 (本契約)
令和7年(2025年)4月~ 令和 10 年(2028 年)7 月	事前調査、基本設計、実施設計、各種申請、新斎場の建設工事、開業準備、新斎場の引渡し及び所有権 移転 ※1
令和10年(2028年)8月1日	新斎場の供用開始
令和10年(2028年)8月~ 令和11年(2029年)7月	現斎場の解体・撤去及び駐車場等の跡地整備※1
令和10年(2028年)8月~ 令和30年(2048年)3月31日	本施設の維持管理・運営(19年間8か月)※2

- ※1 本施設の設計・建設・開業準備期間並びに現斎場の解体・撤去及び跡地整備期間については、事業者の提案により短縮することができる。
- ※2 事業者の提案により本施設の供用開始時期が早まった場合でも、維持管理・運営期間は、供用開始日から令和30年3月31日までとする。

(13) SPC の収入

本事業は、市が事業者からサービスを購入する形態(サービス購入型)の事業とし、本事業における施設整備業務、現斎場の解体・撤去業務及び跡地整備業務、維持管理業務、運営業務に係る対価は、あらかじめ特定事業契約書に定める額を、事業期間中に落札者が設立するSPCに支払う。

なお、本施設は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項に規定する「公の施設」 として位置付け、本施設の使用に伴い支払われる使用料は、市の収入とする。

1) 施設整備業務に係るサービス対価

市は、SPCが実施する本施設の施設整備業務及び現斎場の解体・撤去業務及び跡地整備業務に係る対価について、維持管理・運営期間にわたり割賦方式(元利均等方式)により、SPCに支払う。ただし、SPCが実施する本施設の施設整備業務及び現斎場の解体・撤去業務及び跡地整備業務に係る対価の一部または全部について、所有権の移転後に一括でSPCに支払う場合は、入札公告時に明らかにする。

2) 維持管理業務及び運営業務に係るサービス対価

市は、SPCが実施する本施設の維持管理業務及び運営業務に係る対価について、特定事業契約書に定める金額を維持管理・運営期間にわたり支払う。

(14) 遵守すべき法令等

本事業の実施にあたって、SPC は PFI 法及び地方自治法のほか、関係する法令(当該法律の施行令及び施行規則等の政令、省令、条例等を含む。)並びに適用要綱・各種基準等を遵守する。

(15) 事業期間終了時の措置

SPCは、本施設の維持管理業務及び運営業務を適切に実施し、事業期間の終了時においても、要求水準に示す良好な状態で市への引き継ぎを行う。

2 特定事業の選定方法等に関する事項

(1) 考え方

本事業について、市が自ら実施した場合に比べ、効率的かつ効果的に公共サービスの向上が図られると判断される場合に、PFI法第7条の規定に基づき特定事業として選定する。

(2) 選定方法

次の手順により客観的評価を行い、評価の結果を公表する。

1) 定量的評価(VFM評価)

本事業を市が自ら実施する場合の公共負担額とPFI事業で実施する場合の公共負担額を 算出の上、これを現在価値に換算・比較することにより評価を行う。

2) PFI 事業として実施することの定性的評価

公共サービスの水準についてはできる限りの定量的な評価を行うが、定量化が困難な場合は、客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

3) 上記 1)・2)を踏まえた総合的評価

上記の定量的評価及び定性的評価並びに実施方針等に関する質問及び意見等を総合的に 勘案して特定事業の選定可否を評価する。

(3) 選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合は、その判断の結果を評価の内容と併せて市のホームページにおいて公表する。なお、本事業の実施可能性について客観的な評価の結果に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合であっても同様に公表する。

第2 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者選定の方法

本事業では、松山市斎場の再整備とその後の維持管理運営に関する設計、施工、工事監理、所有権移転、現斎場から新斎場への移転、維持管理運営、現斎場の解体、外構と駐車場の整備等、並びにこれらに付随し、関連するすべての業務の実施を求めるものである。事業期間が長期間にわたることから、事業者には、本事業を確実に遂行できる総合的な能力が求められる。よって、事業者の選定にあたっては、透明性・公平性及び競争性の確保に配慮した上で、本事業に係るサービス対価及び提案内容等を総合的に評価する総合評価一般競争入札(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2)により事業者を選定する予定である。

なお、事業者の募集、評価及び選定に係る過程において、いずれの事業者によっても市の財政負担の縮減が見込めないなどの理由により、本事業を特定事業として実施することが適当でないと判断した場合は、民間事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すものとし、その旨を速やかに公表する。

2 選定の手順及びスケジュール

選定にあたっての手順及びスケジュールは、次のとおり予定している。

日程 (予定)	内容
令和6年2月14日(水)	実施方針等の公表
令和6年2月19日(月)	実施方針等説明会及び現地見学会参加申込締切
12時(正午)まで	
令和6年2月20日(火)	実施方針等説明会及び現地見学会
令和6年2月29日(木)	実施方針等に関する質問・意見の受付締切
必要に応じて実施する。	実施方針等に関する質問・意見に対するヒアリング
令和6年3月15日(金)	質問に対する回答の公表
令和6年4月15日(月)	特定事業の選定及び公表
令和6年4月16日(火)	入札説明書等の公表(入札公告)
令和6年4月下旬	入札説明書等説明会
令和6年5月 <u>上</u> 旬	入札説明書等に関する質問の受付(第1回)締切
令和6年5月下旬	入札説明書等に関する質問に対する回答の公表(第1回)
令和6年6月中旬	入札説明書等に関する質問の受付(第2回)締切
令和6年7月上旬	入札説明書等に関する質問に対する回答の公表(第2回)
必要に応じて実施する。	質問回答に伴う公表資料の修正公表
令和6年6月下旬~7月下旬	参加表明書、入札参加資格審査申請書の受付
令和6年8月上旬	入札参加資格審査の結果の通知

日程 (予定)	内容
令和6年9月中旬まで	入札書類(提案書を含む)の受付
令和6年11月中旬まで	提案書の審査
令和6年11月中旬	プレゼンテーション
令和6年11月下旬	落札者の決定
令和6年11月下旬	審査速報の公表
令和6年12月下旬	審査講評の公表
令和7年1月上旬	基本協定の締結
令和7年1月 <mark>中</mark> 旬	特定事業契約(仮契約)の締結
令和7年3月下旬	市議会による議決(3月定例会)を経て、特定事業契約(本 契約)の締結

3 入札参加手続き等

(1) 実施方針等に関する説明会

実施方針等に関する説明会及び現地見学会を次のとおり開催する。

日時	・説明会 令和6年2月20日(火)16:00~16:30 (受付開始15:45から) ・現地見学会 同日16:45~18:00 (参加者が集合次第、説明会場より開始する) ※当日、現斎場は通常営業しているため、来場者に影響がないよう 配慮すること。 ※現地見学会は現斎場の建物内のみの案内となるため、新斎場の建 設予定地や現斎場の外観を見学したい場合は、説明会開始(16:00) 前までに各自で確認すること。
場所	松山市斎場(現斎場) 所在地:愛媛県松山市食場町甲2
参加方法	 ・本説明会及び現地見学会への参加を希望する企業は、様式1に必要事項を記入の上、E-mailに添付し提出すること。 ・メールタイトルは「実施方針等説明会等申込(企業名)」と明記すること。 ・E-mailにより参加申込を行った場合は、下記提出先の生活衛生課まで電話確認を行うこと。 ・参加者数は、1社につき2名までとする。
提出先及び 問合せ先	松山市 <mark>健康医療部</mark> 保健所 生活衛生課 斎場業務担当 TEL:089-911-1863 E-mail:hceisei@city.matsuyama.ehime.jp
資料	・実施方針等は市のホームページより各自プリントアウトして持参すること。当日配布は行わない。 ・説明会において、実施方針等に関する質問・意見は受け付けない (次項の「実施方針等に関する質問・意見の受付と回答」にて受け付ける。)。

(2) 実施方針等に関する質問・意見の受付と回答

実施方針等の内容に関する質問及び意見の受付を次のとおり行う。提出された質問及び 意見について、市が必要と判断した場合には、問合せを行うことがある。

提出期限	令和6年2月29日(木) 17時必着
提出方法	・本事業の参加を希望し質問の提出を希望する企業は、質問及び意見の内容を簡潔にまとめ「実施方針等に関する質問・意見書」 (様式2)に記入の上、E-mailに添付し提出すること。 ・メールタイトルは「実施方針等質問・意見(企業名)」と明記すること。 ・E-mailにより質問・意見を提出した場合は、生活衛生課まで電話確認を行うこと。 ・窓口・電話・FAXでの質問・意見の受付は行わない。
提出先及び 問合せ先	上記(1)と同様
回答及び公表	・実施方針等に関して提出された質問及び意見に対する回答は、質問及び意見者の特殊な技術、ノウハウ、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある場合を除き、令和6年3月15日(金)に市のホームページで公表する。 ・個別に回答は行わず、公表に際して、質問者及び意見者の名称は公表しない。

(3) 実施方針の変更

事業者からの質問・意見等を踏まえ、特定事業の選定までに実施方針の変更を行うことがある。なお、変更を行った場合は、速やかに、その内容を市のホームページにおいて公表する。

(4) 特定事業の選定・公表

実施方針等に関する質問・意見等を踏まえ、本事業を PFI 事業として実施することが適切であると判断した場合は、本事業を特定事業として選定し、その結果を市ホームページにおいて公表する。

特定事業の選定を行わなかった場合においても、同様に公表する。

(5) 入札説明書等の公表

本事業を特定事業として選定した場合は、入札説明書等を市ホームページにおいて公表する。

(6) 入札説明書等に関する説明会の開催

入札説明書等に関する説明会を開催し、本事業の概要、要求水準書、落札者決定基準等を含む入札説明書等について説明を行う。

(7) 入札説明書等に関する質問の受付及び回答の公表

入札説明書等の記載内容に関する質問を受け付け、回答を市のホームページにおいて公表する。質問の受付及び回答の公表は2度行う予定である。

(8) 参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付

本事業の入札参加表明者の代表企業から参加表明書及び参加資格審査申請書類を受け付ける。

(9) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査申請書類の内容を確認して参加資格の有無を決定し、審査結果を各入札参加表明者の代表企業に、書面にて通知する。

(10) 参加資格が無いと判断した理由の説明要求及び説明要求に対する回答

参加資格が無いと通知された入札参加表明者の代表企業は、当該理由について書面により市に説明を求めることができる。市は、説明要求に対する回答を書面により行う。

(11) 提案書類の受付

参加資格審査を通過した入札参加者から提案書類の提出を受け付ける。提案書の提出方法・時期、提案に必要な書類等の詳細については、入札説明書等で提示する。

提案書の審査にあたって、市が必要と判断した場合は、入札参加者に対して個別に確認 を行うこともある。提案書類の審査にあたり、入札参加者によるプレゼンテーション及び 審査委員からのヒアリングを行うことを予定している。

(12) 落札者の決定及び公表

市は、入札参加者から提出された提案書類について総合的に評価を行い、選定審査会の審査結果を踏まえて落札者を決定する。

審査結果は、各入札参加者に通知するとともに、市ホームページにおいても公表する。

(13) 基本協定書の締結

落札者の決定後、市と落札者は、速やかに本事業に関する基本的事項を定めた基本協定 を締結する。

(14) 仮契約の締結

基本協定の締結後、落札者は、速やかに本事業の遂行のみを目的とするSPCを会社法(平成17年法律第86号)に定める株式会社として松山市内に設立し、市はSPCと仮契約を締結する。

(15) 特定事業契約の締結

市は、仮契約の内容に関して市議会の議決を経て、SPCと特定事業契約における本契約を締結する。

4 入札に参加する者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成

本事業の入札に参加する者は、次の要件を満たすものとする。

- 1) 入札参加者は、次に記載する複数の企業から成るグループとする。
- ① 火葬炉を除く設計業務を担当する企業(以下、「設計企業」という。)
- ② 火葬炉を除く建設工事を担当する企業(以下、「建設企業」という。)
- ③ 工事監理業務を担当する企業(以下、「工事監理企業」という。)
- ④ 火葬炉の設計、製造、据付及び維持管理を担当する企業(以下、「火葬炉企業」という。)
- ⑤ 火葬炉の運転業務及び火葬業務を担当する企業(以下、「火葬炉運転企業」という。)
- ⑥ 火葬炉を除く本施設に係る維持管理業務を担当する企業(以下、「維持管理企業」という。)
- ⑦ 火葬炉を除く本施設に係る運営業務を担当する企業(以下、「運営企業」という。)
- ⑧ 現斎場の解体及び撤去を担当する企業(以下、「解体企業」という。)
- ⑨ 上記に示す企業の他に、SPCの管理運営や出資等を担当する企業(以下、「その他の企業」という。)を構成員に含めることも可能とする。
- 2) 入札参加者は、構成企業及び協力企業から成るものとし、参加表明書提出時に構成企業 及び協力企業の企業名並びに各企業が担当する業務を明らかにするものとする。
- 3) 構成企業及び協力企業の定義は次のとおり。 構成企業とは、入札参加者のうち、SPCに対して出資する者であり、SPCから直接、PFI 事業に係る業務を受託または請け負う者をいう。また、協力企業とは、入札参加者のう ち、SPCに出資をせず、SPCから直接PFI事業に係る業務を受託または請け負う者をいい、 構成企業や協力企業から、間接的にPFI事業に係る業務を受託または請け負うことを予 定している者は含まない。
- 4) 代表企業を構成企業から定め、当該代表企業が入札参加手続き等を行うこととする。
- 5) 建設企業(複数で参加する場合は統括する建設企業)及び火葬炉企業は構成企業として 参加すること。なお、これら以外の者が構成企業として参加することを妨げない。

- 6) 構成企業は複数とすること。
- 7) 参加表明書提出以降、入札参加者の構成企業または協力企業の追加及び変更は原則として認めない。ただし、市がやむを得ないと認めた場合は、代表企業を除く構成企業または協力企業の追加及び変更を認めることがある。
- 8) 入札参加者の構成企業及び協力企業は、他の入札参加者の構成企業または協力企業になることはできない。また、入札参加者の構成企業と資本面若しくは人事面において関連がある者は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。なお、「資本面において関連がある企業」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある企業」とは、当該企業の代表権を有する役員を役員が兼ねている者をいう(以下同様)。
- 9) 実施しようとする業務について、法令等に基づく資格等を有すること。

(2) 構成企業及び協力企業の業務の兼務

構成企業及び協力企業が上記(1)1)の①から⑨までに示す企業のいくつかを兼ねること を認める。

ただし、建設企業が工事監理企業を兼ねること、資本面または人事面において関連がある企業同士が建設企業と工事監理企業を兼ねることは認めない。火葬炉企業が工事監理企業を兼ねること、資本面または人事面において関連がある企業同士が火葬炉企業と工事監理企業を兼ねることは、工事管理担当者と監理担当者との独立性を確保した体制とすることを条件として認める。工事管理担当者と監理担当者の兼任は認めない。

(3) 入札参加者のコンソーシアム組成に関する配慮事項

事業者は、地域の活性化に貢献できるよう、構成企業や協力企業の選定や、業務の一部 再委託または下請けにあたり、可能な限り松山市に本社または本店を置く企業を登用する ことに配慮することとする。

(4) 構成企業及び協力企業の参加資格要件

構成企業及び協力企業は次の要件を満たすこと。なお、複数の要件を満たす企業は、当 該複数の業務を実施することができることとし、また、同一業務を複数の者で実施する場 合もそれぞれ次の要件を満たすこと。

- 1) 本事業を円滑に遂行できるだけの安定かつ健全な財務能力を有していること。
- 2) 本事業を効率的かつ効果的に実施できる知識及び経験を有していること。
- 3) 構成企業または協力企業のうち、少なくとも 1 者は松山市に本社または本店を置く企業であること。
- 4) 設計企業は、次の要件を満たしていること。

- ① 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条1項の規定に基づく一級建築士事務所の 登録を行っていること。
- ② 資格者名簿の「委託:建築関係建設コンサルタント」に登録されていること。
- ③ 平成21年度以降に元請として延床面積1,000㎡以上の公共施設の新設、改築または移転事業の実施設計を完了した公共工事の実績を有すること。
- 5) 建設企業は、次の要件を満たしていること。
- ① 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定に基づき、建築工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ② 資格者名簿の「建設工事:建築一式工事」に登録されていること。
- ③ 資格者名簿の「建設工事:建築一式工事」の建築一式工事の格付けについては、A ランクであること。
- ④ 平成 21 年度以降に元請(共同企業体の構成員である場合にあっては、出資比率が 20 パーセント以上のものに限る。また、当該施工実績においては、当該実績の請負代金額に出資比率を乗じたものを、その者の請負代金額とみなす。)として延床面積 1,000 ㎡ 以上の公共施設(鉄筋コンクリート造、または鉄骨鉄筋コンクリート造)の新設、改築または移転事業の施工を行った公共工事の実績を有すること。
- ⑤ 建設業法第26条及び建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の規定による 監理技術者(一級建築士または一級建築施工管理技士の資格を有する者)で、かつ建築 一式工事において、元請で単独または企業体の構成員として、主任技術者または監理 技術者の施工経験を有する者を専任で配置できる者。
- ⑥ 建設企業においては、建築一式工事に従事する者の参加は必須とするが、その他の専門工事(電気工事、管工事等)に従事する者を構成員とするかは、任意とする。
- ⑦ 電気工事を行う者が構成員になる場合は、資格者名簿の「建設工事:電気工事」に登録されており、格付けはAランクであること。
- ⑧ 管工事を行う者が構成員になる場合は、資格者名簿の「建設工事:管工事」に登録されており、格付けは A ランクであること。
- 6) 工事監理企業は、次の要件を満たしていること。
- ① 資格者名簿の「委託:建築関係建設コンサルタント」に登録されていること。
- ② 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定に基づき一級建築士事務所の登録を受けている者。
- ③ 平成 21 年度以降に元請として延床面積 1,000 m²以上の公共施設の新設、改築または移 転事業の工事監理を行った公共工事の実績を有すること。
- 7) 火葬炉企業は、次の要件を満たしていること。
- ① 資格者名簿の「建設工事:機械器具設置工事」に登録されていること。
- ② 本業務を実施するために法令上必要とされる資格等がある場合は、当該資格等を有していること。
- 8) 火葬炉運転企業は、本業務を実施するために法令上必要とされる資格等がある場合は、 当該資格等を有していること。

- 9) 維持管理企業は、本事業を実施するために法令上必要とされる資格等がある場合は、当該資格等を有していること。
- 10) 運営企業は、本事業を実施するために法令上必要とされる資格等がある場合は、当該 資格等を有していること。
- 11) 解体企業は、次の要件を満たしていること。
- ① 資格者名簿の「建設工事:解体工事」に登録されていること。
- ② 本事業を実施するために法令上必要とされる資格等がある場合は、当該資格等を有していること。
- 12) その他の企業を構成員に含める場合において、本事業を実施するために法令上必要と される資格等がある場合は、当該資格等を有していること。

(5) 入札参加者の制限

次のいずれかに該当する者は、入札参加者の構成企業、協力企業になることができない。

- 1) PFI 法第9条の規定に該当する者。
- 2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16条)第167条の4の規定に該当する者。
- 3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立をしている者。
- 4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立をしている者。
- 5) 清算中の株式会社である事業者について、会社法 (平成 17 年法律第 86 号) に基づく特別清算開始命令がなされている者。
- 6) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 17 年法律第 87 号)による 改正前の商法(明治 32 年法律第 48 号)第 381 条の規定による整理開始の申立または 通告がなされている者。
- 7) 破産法 (平成 16 年法律第 75 号) 第 18 条 1 項または第 19 条の規定による破産の申立 がなされている者。
- 8) 手形交換所から取引停止処分を受けている等経営状況が著しく不健全な者。
- 9) 松山市建設工事等請負業者入札参加資格停止措置要綱 (平成 17 年要綱第 46 号) に基づく入札参加資格停止措置を受けている者。
- 10) 健康保険法 (大正 11 年法律第 70 号) 第 48 条の規定による届出の義務、厚生年金保険 法 (昭和 29 年法律第 115 号) 第 27 条の規定による届出の義務、及び雇用保険法 (昭和 49 年法律第 116 号) 第 7 条の規定による届出の義務を履行していない者 (当該届出の義務のない者を除く。)
- 11) 最近1年間の国税(法人税、消費税)、都道府県税(法人事業税)、市町村税(法人市町村民税、固定資産税)を滞納している者。
- 12) 入札に参加する者またはその役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準じる者または相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、 法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準じる者と同等以上 の支配力を有するものと認められる者をいう。)が次に掲げる者でないこと。

- ア 松山市暴力団排除条例(平成 22 年条例第 32 号)第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)
- イ 暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者
- ウ 暴力団員等またはイに掲げる者がその事業活動を支配する者松山市暴力団排除条例(平成22年条例第32号)第2条に規定する者またはその構成企業の統制下にある団体である者。
- 13) 本事業に係るアドバイザリー業務に関与した次の者、またはこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。
 - ・ランドブレイン株式会社(東京都千代田区平河町 1-2-10 平河町第一生命ビル)
 - ・アンダーソン毛利友常法律事務所(東京都千代田区大手町 1-1-1 大手町パークビルディング 20 階)
- 14) 選定審査会の委員またはこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。

(6) SPC の設立について

入札参加者は、本事業に係る審査の結果により落札者として決定された場合、仮契約締結までに、本事業を実施する会社法に定める株式会社(SPC)を、松山市内に設立する。

構成企業は必ず出資するものとし、建設企業及び火葬炉企業は構成企業として参加するものとする。

SPCに出資する構成企業全体の出資比率の合計は、全体出資の50%を超えるものとする。また、代表企業はSPCに出資する全ての企業の中で最大出資比率とすること。すべての出資者は、原則として、特定事業契約が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

5 審査及び選定に関する事項

- (1)審査に関する基本的な考え方
 - 1) 審査は、事業者選定を公平かつ適正に実施するために選定審査会で審議を行うものとし、落札者決定基準は入札説明書と併せて公表する。
 - 2) 選定審査会において、建築計画、事業計画、維持管理計画、運営計画、資金計画等の各面から総合的に提案書の審査を行う。
 - 3) 市が設置する選定審査会の委員は、入札説明書の公表時に公表する。 なお、入札参加表明者または入札参加者の構成企業及び協力企業が、委員の公表以降、 落札者の選定までに、選定審査会の委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になる目 的のため、または他の入札参加者を不利にする目的のため、個別に接触する等の働きかけ を行った場合は失格とする。

(2) 事業者の選定

落札者の審査は次に掲げる手順により行うこととする。

1) 参加資格審査

入札参加表明者の備えるべき参加資格要件の具備の有無を確認する。

2) 提案審査

提案価格のほか、設計・建設、維持管理及び運営等の提案内容及び市の要求水準との適合性並びに資金調達及びリスク分担を含む事業計画の妥当性、確実性等の各面から総合的に評価する。詳細は入札説明書の公表時に示す落札者決定基準による。

3) 事業者の選定

市は、選定審査会による評価の結果を基に落札者を選定し、落札者との契約交渉及び契約手続を行う。

6 審査結果及び評価の公表方法

審査の結果及び評価は、市のホームページ等で公表する。

7 提出書類の取扱い

(1) 著作権

入札参加者から提出された提案書の著作権は、入札参加者に帰属するものとし、審査結果の公表以外には使用しないものとする。ただし、落札者から提出された提案書は、特に市が必要と認める時には、市は提案書の全部または一部を無償で使用できるものとする。なお、入札参加者から提出された提案書については返却しないこととし、開示請求があった場合は松山市情報公開条例(平成12年条例第61号)に基づき取り扱う。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき 保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方 法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った入札参加者が負う。これにより市が 損失または損害を被った場合は、当該入札参加者は市に対し当該損失または損害を賠償し なければならない。

(3) 使用言語、単位及び時刻

選定に関して使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、 通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(4)禁止事項

入札参加者は、複数の提案を提出することはできない。また、提出期限以降、提出した 提案を市の承諾なく修正することはできない。

(5) 書類の返却

提案書類は、返却しない。

第3 SPC の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する 事項

1 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担

(1) 責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、SPCが担当する業務については、SPCが責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則としてSPCが負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

- 1) 市と SPC の責任分担は、原則として別紙 1 リスク分担表によることとし、責任分担の 程度や具体的な内容については、実施方針等に関する質問回答及び意見の結果を踏ま え作成する特定事業契約書(案)で提示する。
- 2) 事業者との質疑応答及び入札参加者からの意見の結果を踏まえ、当該リスク分担を変 更する合理的な理由がある場合は、市はリスク分担の変更を行う場合がある。

(3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

市またはSPCのいずれかが責任を負うべきリスクが顕在化した場合に生じる費用は、その 責任を負う者が負担する。また、市及びSPCが分担して責任を負うべきリスクが顕在化した 場合に生じる費用の負担方法は、入札説明書の公表時に示す特定事業契約書(案)におい て定める。

(4) 保険

SPCの責任と費用負担により付す保険及びその条件は、特定事業契約書(案)において定める。

2 SPCにより提供されるサービス水準

本事業において実施する業務の要求性能及びサービス水準は、要求水準書に定める。

3 SPC の責任の履行に関する事項

SPCは、特定事業契約書(案)に基づき作成された特定事業契約書に従い、誠意をもって責任を履行する。なお、特定事業契約締結にあたっては、特定事業契約の履行を確保するために、次のいずれかの方法による特定事業契約の保証を行うことを想定している。

- ① 契約保証金の納付
- ② 履行保証保険の付保等による保証措置
- ③ その他、市が認める保証等

4 市による事業の実施状況のモニタリング

(1) モニタリングの実施

市は、SPCが定められた業務を確実に遂行し、要求水準書等に規定された水準並びに提案 書において落札者が提案した水準を達成しているか否かを確認すべく、本事業の実施状況 についてモニタリングを実施するものとする。

具体的な方法については、入札説明書等の公表時に示すモニタリング減額方法説明書に て提示する。

(2) モニタリングの時期

モニタリングの時期については、次のとおりとする。

- ① 基本設計・実施設計時
- ② 工事施工時
- ③ 工事完成・施設引渡し時
- ④ 施設供用開始後(維持管理・運営段階)においては、年2回(財務の状況に関するモニタリングについては毎年決算報告書公表後)
- ⑤ 現斎場の解体・撤去と駐車場等の跡地整備の終了時
- ⑥ 特定事業契約終了時

(3) 排ガス等検査

SPCは、自らの責任及び費用により排ガス等検査を実施し、その結果を市に報告するものとする。なお、排ガス等の検査方法については、入札説明書等の公表時に示す。

(4) モニタリングに係る費用の負担

モニタリングの実施のために市に発生する費用は、市の負担とする。その他の費用(セルフモニタリングに要する費用等)はSPCの負担とする。

(5) SPC に対する支払額の減額等

モニタリングの結果、特定事業契約書で定められた要求水準が満たされていない場合、 市は、SPCに対して支払額を減額または支払いを停止する。減額または支払いの停止の考え 方については、入札説明書等に含まれるモニタリング減額方法説明書にて提示する。

(6) 事業期間終了後の措置

事業期間終了後の本施設の維持管理・運営委託を継続して実施するか否かは、事業期間が終了するまでの間に、市とSPCとの協議により決定する。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 本事業用地の立地条件、施設構成の概要

(1) 立地条件

所在地	愛媛県松山市食場町乙11-9 (現斎場敷地の南側を造成)					
	・松山市広域都市計画火葬場:約24,500 m ²					
敷地面積	・現斎場跡地:9, 306. 73 ㎡					
	・新斎場敷地:9,010㎡					
	新斎場敷地東側:市道湯山75号線、幅員約8.5m~9.5m					
接道状況	西側:林道からのアクセスは想定しない(ただし、現斎場 との接続部分は除く)					
	現斎場敷地東側:市道湯山50号線、幅員約9m~9.5m					
用途地域	指定なし					
建ペい率/容積率	建ぺい率 70% /容積率 200%					
防火地域	指定なし					
高度地区	指定なし					
日影規制	市街化調整区域に市が独自に定めている日影規制なし					
関係条例	松山市建築基準法施行条例第5条 崖付近の建築物 (がけ条例)					
	絶対高さ10m以下 <mark>を原則とする</mark> 。					
	※ただし、10mを超える相応の理由がある場合はその限りでなく、					
その他	本要求水準書 第2の3(3)1)⑤に示すとおり、「松山市斎					
	場再整備基本計画策定業務」業務報告書P.60を確認のうえ、地山					
	を残すとともに、必要に応じて立木を植栽するなど、横谷調整池 から建物全体が見えにくくなるよう十分に配慮すること。					

(2)整備を行う新施設の構成概要

火葬炉数	14基(1基あたり火葬件数2.5件/日) うち大型炉を2基整備すること。				
告別·収骨室兼用	7室				
待合室	14室				
駐車場	【来場者・葬祭業者用】 ・普通乗用車:80台以上(うち身体障がい者用3台を含む) ・大型車:6台以上 【事業者用】 ・事業者の提案による。				
その他	現斎場建物及び敷地は、建物解体後、新斎場の隣地として相応しい空間になるよう整備する。 新斎場の建設期間は、現斎場を現状と同様に運営し、駐車場も現斎場敷地内の既存駐車場を利用する。				

(3)解体の対象となる既存施設

施設名称	松山市斎	松山市斎場					
構造	鉄筋コン	跌筋コンクリート造、一部鉄骨造 2階建					
延床面積	1, 872. 82	1, 872. 82 m²					
建築年月日	昭和51年	昭和51年(1976年)3月31日					
有害・危険製品の	外壁及び施設内部にアスベストを含有している。						
処理	検査結果については、要求水準書の添付資料として公表する。						
	火葬棟	収骨室、炉室、監視室、作業員休憩室、倉庫					
主な施設・設備		火葬炉:12基					
	待合棟	待合室 10室、待合ホール、事務室、機械室、便所等					
11年11日	・普通自動車:46台(うち身体障がい者用2台を含む)						
駐車場	・大型車:5台						

第5 土地の使用に関する事項

SPCは、施設整備のため建設予定地の必要な範囲を、整備期間中、無償で使用することができる。

第6 特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市とSPCは誠意をもって協議するものと し、協議が調わない場合は、特定事業契約書に規定する具体的措置に従うものとする。ま た、本事業に関する紛争については松山地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第7 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

1 事業の継続に関する基本的な考え方

本事業において、事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、特定事業契約で定める事由ごとに、市及びSPCの責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じることとする。

2 事業の継続が困難となった場合の措置

事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

(1) SPC の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- 1) SPC の経営破綻、またはその懸念が生じた場合等により本事業の継続が困難となった場合、市は SPC との特定事業契約を解除できるものとする。
- 2) SPC の提供するサービスが特定事業契約に定める市の要求水準を下回る場合、その他特定事業契約で定める SPC の責めに帰すべき事由により債務不履行またはその懸念が生じた場合、市は、SPC に対して、修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出及び実施を求めることができる。SPC が当該期間内に修復をすることができなかった場合、市はSPC との特定事業契約を解除できるものとする。
- 3) 1)または2)の規定により市が、特定事業契約を解除した場合、SPC は市に生じた損害を 賠償するものとする。
- 4) SPC との契約解除にあたっては、融資を実行している金融機関と市が協議し、契約解除 後の事業継承について決定するものとする。

(2) 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- 1) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、 SPC は市に対し、一定期間内に当該違反の是正を求めることができる。市が当該期間内 に是正しない場合には、SPC は市に対し、特定事業契約の解除を求めることができる。
- 2) 前項の規定により市が本事業の特定事業契約を解除した場合、市は、SPC に生じる損害を賠償するものとする。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

- 1) 不可抗力、その他市または SPC の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が 困難となった場合、市と SPC は事業継続の可否について協議を行う。
- 2) 一定の期間内に協議が調わない時は、それぞれの相手方に事前に書面による通知を行 うことにより、市は本事業における特定事業契約を解除することができ、SPC は本事業 における特定事業契約を解除することができる。
- 3) 前項の規定による特定事業契約の解除の場合に生じる損害についての賠償の措置は、特定事業契約に定めるところに従うものとする。

(4) 融資機関と市との協議(直接協定)

事業の継続性をできる限り確保する目的で、市は、SPCに対し融資を行う金融機関等の融資機関と協議を行い、直接協定を結ぶことがある。

第8 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

市は、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していないが、法改正等により 措置が適用される場合には、市は、SPCが法制上及び税制上の措置を受けることができるよ うに努める。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

SPCが本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援をSPCが受けることができるよう努める。

3 その他の支援に関する事項

その他の支援については、次のとおりとする。

- 1) 事業実施に関し必要とする許認可等に関し、市は必要に応じて協力するものとする。
- 2) 法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、市は SPC と協議を 行うものとする。
- 3) 市は、SPC に対する補助、出資等の支援は行わない。

第9 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

市は、PFI法第12条に基づき、特定事業契約について、市議会の議決を経るものとする。

2 情報提供

本事業に係る情報提供は、適宜、市のホームページ等で行う。

3 提案に伴う費用負担

提案に伴う費用については、すべて入札参加者の負担とする。

4 本事業に関する問合せ先

本事業に関する問合せ先は次のとおりとする。

松山市 健康医療部 保健所 生活衛生課 斎場業務担当

TEL: 089-911-1863

E-mail: hceisei@city.matsuyama.ehime.jp

別紙1 リスク分担表

■リスク分担(全業務共通)

リスク項目			リスクの内容	市	民間	
	入札説明書等リスク		1	入札説明書等の本事業に関し公表した資料の誤りに関 するもの、内容の変更に関するもの	•	
	入札参加リスク 2		2	入札参加費用に関するもの		•
				事業者と契約が結べない、または契約手続きに時間が かかる場合	● ※1	●※1
	契約締結リスク		4	前項以外の市の責めに帰すべき事由による契約締結 の遅延·中止	•	
			5	事業者の責めに帰すべき事由による契約締結の遅延· 中止		•
	資金	≧調達リスク	6	事業者の事業実施に必要な資金の確保に関するもの		•
	予算	「確保リスク	7	債務負担行為に関する議決を得られないことによる契 約締結の遅延・中止	● ※1	●※1
		政治・行政リスク	8	本事業に直接影響を及ぼす市の政策の変更	•	
	制度関連リスク	法制度・税制度・	u	法制度·税制度·許認可の新設·変更に関するもの(本 事業にのみ影響を及ぼすもの)	•	
+			1()	法制度·税制度·許認可の新設·変更に関するもの(上 記以外のもの)		•
共通		許認可遅延 リスク	11	許認可の遅延に関するもの(市が取得するもの)	•	
			12	上記以外、事業者の申請等の手続きの不備等による 許認可の遅延に関するもの		•
		住民対応リスク	≺	施設等の設置等、本事業の推進そのものに関する住民 反対運動・訴訟・要望等に関するもの	•	
			14	上記以外のもの(調査、工事、維持管理運営)に関する 住民反対運動・訴訟・要望等に関するもの	●※2	•
	社会リスク	第三者賠償 リスク	15	事業者の責めに関するもの		•
			16	市の責めによるもの	•	
		環境問題リスク	17	事業者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏えい 等、環境保全に関するもの		•
			18	入札説明書等で示しているもの以外の土壌汚染、アスベスト、PCB等の有害物質に対する確認・対策に関するもの		
	デフォルト リスク (事業の中 止・延期)	、 民間に _ 起因するもの ₂	19	事業者の事業放棄、破綻によるもの		•
			7()	事業者の提供する品質が要求水準書の示す一定のレ ベルを下回った場合		•
		市に起因するもの	')	市の債務不履行等により本事業の遂行が不要となった 場合	•	

リスク項目			リスクの内容	市	民間
	不可抗カリスク	22	風水害、暴動、地震、疫病のうち通常の予見可能な範囲外のもの等の第三者の行為その他自然的または人為的な現象のうち通常の予見可能な範囲を超える場合	● ※3	●※3 ※4
<u>#</u>	埋蔵文化財リスク	23	埋蔵文化財が発見され、事業遅延または事業中止と なった場合	● ※5	●※5
共通	物価変動リスク	24	物価変動によるコストの変動	●※6	●※6
	金利リスク	25	金利の変動(設計 <mark>期間中</mark>)	•	
		26	金利の変動(<mark>建設期間中、</mark> 引渡し後、維持管理・運営 期間中)		•
	交付金確定リスク	27	交付金の交付に関するもの	•	
	交付金リスク	28	交付金措置に関するもの	•	

■リスク分担(設計、建設段階)

リスク項目				リスクの内容	市	民間
	計画 ・ 設計 リスク	発注者責任 リスク	1	事業者の発注による工事請負契約の内容及びその変 更に関するもの		•
		測量・調査・ 設計リスク	2	市が実施した測量・調査・設計に関するもの	● ※7	
			3	事業者が実施した測量・調査・設計に関するもの		●※7
		計画・設計リスク	4	市の指示・判断の不備・変更によるもの	•	
			5	上記以外の事業者の要因による不備・変更によるもの		•
	建設リスク	造成・用地リスク	6	造成工事の遅延に関するもの	•	
			7	計画地の土壌汚染に関するもの	•	
設計			8	市が実施した造成工事やインフラ整備に関するもの	●※8	●※8
建			9	建設に要する仮設、資材置場に関するもの		•
設計·建設段階			10	地中障害物等に関するもの(市があらかじめ提示した情報・資料から予測できないもの)	•	
		工事遅延 未完成リスク	11	工事が契約工期より遅延するまたは完成しない場合		•
			12	市の要求による設計変更により遅延または完成しない 場合	•	
		工事費増大リスク	13	市の指示による工事費の増大	•	
			14	上記以外の要因による工事費の増大		•
		既存の設備・備 品等の損傷リスク	15	事業者の管理する既存の設備・備品等に生じた損害	● ※9	●※9
		性能リスク	16	要求水準の不適合(施工不良を含む)		•
		施工監理リスク	17	施工監理に関するもの		•

リスク項目				リスクの内容	市	民間
設計·建設段階	建設 リスク	一般的損害リスク	1 1 2	使用前に工事目的物、材料、その他関連工事に関して 生じた損害		•
		設備機器・備品等 納品遅延リスク	19	設備、備品等の納品遅延に起因するもの		•
		譲渡手続きリスク	20	施設譲渡の手続きに伴う諸費用に関するもの		•

■リスク分担(維持管理、運営段階)

リスク項目			リスクの内容	市	民間
	-1 	1	市の指示による事業内容・用途の変更に関するもの	•	
	計画変更リスク	2	前項以外の要因による事業内容・用途の変更に関するもの		•
	性能リスク	3	要求水準の不適合によるもの		•
	施設契約不適合リスク	4	事業者の施工不良が原因となる施設の契約不適合(契約不 適合担保期間中)		•
		5	事業者の施工不良が原因となる施設の契約不適合(契約不 適合担保期間外)	•	
		6	本事業で事業者が整備、改修を行わない施設、部位に起因 する契約不適合	•	
	施設損傷リスク	7	施設の劣化に対して適切な措置がとられなかったことによる もの		•
維持		8	事業者の責によらない事故・火災等によるダメージ	•	
維持管理·運営段階		9	来場者等第三者による施設の損傷(通常予見可能な範囲、 保険等の措置によりカバーされる損害の範囲を超えるもの)	•	
連営段	修繕費増大リスク	10	修繕費が予想を上回った場合		● ※10
階	セキュリティーリスク	11	事業者の警備不備によるもの		•
	ピイエリティーリスク	12	前項以外のもの	•	
	運営コストリスク	13	市の指示による事業内容の変更等に起因する業務量、及び 運営費の増大	•	
	足占コハバハノ	14	上記以外の要因による業務量、及び運営費の増大(物価・ 金利変動によるものは除く)		•
	需要リスク	15	本施設に係る使用料金収入の増減	● ※11	
		16	施設が契約に規定する仕様及び性能の達成に不適合で, 改修が必要となった場合のコスト増大リスク		•
	施設の修繕リスク	17	事業者の責めに帰すべき事由による場合		•
		18	上記以外の場合	•	

リスク項目			リスクの内容	市	民間
			事業者の責めに帰すべき事由による場合		•
	備品等の損傷・ 損壊・盗難リスク	20	事業者が本事業のために調達・設置する備品の修繕・更新	● ※12	● ※12
			上記以外の場合	•	
		22	市の責めに帰すべき事由により個人情報が漏えいした場合	•	
	情報管理リスク		上記以外の場合		•
	事故発生リスク	24	市の帰責事由による場合	•	
%#±	事 政策生リスク 	25	上記以外の場合		•
持	残骨灰・集じん灰の	26	残骨灰・集じん灰の管理		•
世理	管理リスク	27	残骨灰・集じん灰の処理	•	
維持管理·運営段階	火葬炉燃料の価格変動 リスク	28	火葬炉で使用する燃料の価格変動リスク	•	
段 階	光熱水費の価格変動 リスク	29	施設で発生する光熱水費の価格変動リスク	●※6	●※6
	維持管理·運営費変動	30	市の要請による維持管理・運営費の増減	•	
	リスク	31	上記以外のもの		•
	災害時及び非常時の	32	災害時及び非常時(事業者の責めに帰すべき場合を除く)の 対応のために追加で発生した費用	•	
	対応費用	33	上記以外の場合		•
	業務内容の変更リスク	34	市の要請による維持管理·運営業務の内容変更によるサ ービス対価の増減	•	
	未伤内分の変更リスク	35	上記外の維持管理・運営業務の内容変更による維持管 理・運営費の増減		•
移管	施設の契約不適合リスク	36	事業期間の終了に伴う施設の引渡し前検査時点で施設の 契約不適合が発見された場合		•
移管段階	移管手続きリスク	37	事業期間の終了に伴う、業務の移管に係る諸費用の発生、 SPCの清算に伴う評価損益の発生など		•

- ※1 議会の議決が得られないことにより契約締結が遅延・中止した場合は、それまでにかかった市及び事業者の費用は、それぞれの負担とする。
- ※2 事業契約締結後、住民等の要望を踏まえる計画に変更することによる事業費増の負担は、市とする。 ※3 設計・建設期間中に不可抗力が生じ、本施設の整備において事業者に増加費用または損害が発生した 場合
- (i) 当該増加費用及び損害の額が、保険等の措置によりカバーされる損害の範囲内の場合は、事業者が全て負担する。
- (ii) 当該増加費用及び損害の額が、保険等の措置によりカバーされる損害の範囲を超える場合は、当該増加費用及び損害の額が、同期間中の累計で、設計・建設業務に係る対価の 100 分の 1 に至るまでは、事業者が全て負担する。
- (iii)(ii)を超える額については、市が負担する。ただし、事業者が不可抗力により保険金を受領した場合、当該保険金の額が設計・建設業務に係る対価の額の100分の1を超えるときは、当該超過額を、

- 市の負担すべき増加費用及び損害の額から控除する。
- ※4維持管理・運営期間中に不可抗力が生じ、本施設の維持管理または運営において事業者に増加費用または損害が発生した場合
- (i) 当該増加費用及び損害の額が、保険等の措置によりカバーされる損害の範囲内の場合は、事業者が負担する。
- (ii) 当該増加費用及び損害の額が、保険等の措置によりカバーされる損害の範囲を超える場合は、当該増加費用及び損害の額が、当該不可抗力の発生した事業年度中の累計で、維持管理・運営業務に係る対価の1年分に相当する額の100分の1に至るまでは、事業者が全てこれを負担する。
- (iii)(ii)を超える額については、市がこれを負担する。ただし、事業者が不可抗力により保険金を受領した場合、当該保険金の額が維持管理・運営業務に係る対価の1年分に相当する額の100分の1を超えるときは、当該超過額を、市の負担すべき増加費用及び損害の額から控除する。
- ※5 埋蔵文化財が発見され、事業遅延または事業中止となった場合、市は、事業者と協議の上、合理的な期間、引渡予定日を延期し、当該増加費用または損害を負担する。ただし、事業者の調査に不備等がある場合には、事業者は、当該不備等に起因して発生する増加費用及び損害を負担する。
- ※6 物価変動に一定程度の下降または上昇があった場合は、指標の変動に合わせて一定の調整を行う。具体的な調整方法については、支払方法説明書において提示する。
- ※7 事業者は、正確な情報を得るため、提案書の提出までに市の承諾を得たうえで測量・調査を実施する ことができる。
- ※8 設計・建設期間中に不可抗力に限らず、市が実施した造成工事やインフラ整備に関して事業者に増加費用または損害が発生した場合は、市が負担する。ただし、SPC の責により発生した増加費用または損害は、SPC が負担する。
- ※9経年劣化や市の指示により生じた費用は、市が負担する。
- ※10長期修繕計画に基づく大規模改修を除く。
- ※11 斎場の使用料収入は市の収入とし、市は事業者にサービス購入料を支払う。
- ※12 備品の管理や運用上の契約不適合から生じる費用は、SPC 側が負担する。SPC の契約不適合によらない、経年劣化により発生する備品の更新、修繕及び改修は、本事業の業務範囲に含まれており、それに係る費用も本事業の維持管理業務のサービス購入料に含まれる。

別紙2 位置図及び現斎場施設配置図





